

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（595））

2. 日時：平成30年1月16日 10時00分～12時15分

3. 場所：原子力規制庁 8階実用炉審査部門会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

義崎管理官補佐、角谷安全審査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 副室長（他4名）

5. 要旨

（1）日本原子力発電株式会社から、本日の提出資料を用いて、「東海第二発電所 重大事故等対処設備について」及び『東海第二発電所 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について』のうち、「57条 電源設備」及び「1.14 電源の確保に関する手順等」について変更内容の説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

- 前回のヒアリングでも指摘したが、緊急用125V系蓄電池について、57条の要求事項に対する位置づけを明確にするとともに、機能を代替する設計基準事故対処設備の考え方を整理して説明すること。
- 交流電源喪失時の手順の優先順位について、基本的な考え方を整理して示すこと。
- タンクローリによる可搬型重大事故等対処設備への給油について、使用可能なアクセスルートのうち最も時間のかかる経路を用いても、燃料が枯渇せずに想定されている時間内に給油が完了することを示すこと。

（2）日本原子力発電から、本日の指摘について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 重大事故等対処設備について
- ・ 東海第二発電所 重大事故等対処設備について（補足説明資料）
- ・ 東海第二発電所 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について
- ・ 玄海原子力発電所／東海第二発電所 基本設計比較表【対象項目：第57条】

- ・ 柏崎刈羽原子力発電所／東海第二発電所 技術的能力比較表【対象項目：1.14 電源の確保に関する手順等】